

六

別添 1

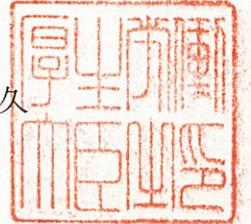
厚生労働省発基安0321第1号

平成29年3月21日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 粉じん障害防止規則の一部改正

一 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く。）を、労働者の健康障害を防止するための措置を講ずる必要のある粉じん作業として追加すること。

二 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないものとする。

1 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く。）

2 手持式動力工具を用いて、鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業

3 金属その他無機物を製錬し、又は熔融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業

第二 じん肺法施行規則の一部改正

- 一 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く。）を、じん肺健康診断を実施する必要がある粉じん作業として追加すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十九年六月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。